

堺市障害者(児)短期入所緊急利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護をする者(以下「保護者等」という。)の入院その他の緊急の事由により介護を受けられなくなった障害者(児)が、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)を円滑に利用することができるようにし、もって在宅で介護を受けている障害者(児)及びその家族の福祉の向上を図るため実施する堺市障害者(児)短期入所緊急利用支援事業(以下「支援事業」という。)について必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2条 支援事業は、本市と協定を締結した社会福祉法人等の短期入所の施設(以下「実施施設」という。)において、緊急事由が発生した障害者(児)が短期入所により利用できるベッド(以下「緊急用ベッド」という。)を確保し、その利用の調整を行うことをその内容とする。

(対象者)

第3条 支援事業を利用できる者は、本市の区域内に住所を有する在宅の介護を必要とする障害者(児)のうち、本市において短期入所の決定を受けているもので、次条に定める要件を満たしているものとする。

(利用の要件)

第4条 緊急用ベッドの利用の要件は、障害者(児)の保護者等が次の各号のいずれかの社会的理由に該当し、かつ、家庭での介護を受けることができない場合において、他の短期入所施設が満床のため、当該施設で短期入所を利用することができないときとする。

- (1) 急病
- (2) 事故
- (3) 災害
- (4) 葬祭
- (5) その他市長がやむを得ないと認める理由

(利用の申請)

第5条 保護者等は、支援事業を利用しようとするときは、堺市障害者(児)短期入所緊急利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、保護者等は、同項の申請書を提出する暇がない場合においては、口頭により申請することができる。ただし、緊急用ベッドの利用後、遅滞なく前項の申請書を提出しなければならない。

(利用の承認等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容について審査の上、利用の可否を決定し、堺市障害者(児)短期入所緊急利用承認・不承認決定通知書(様式

第2号)により保護者等にその旨を通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による利用の可否の決定に際し、実施施設と必要な調整を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により利用の承認をしたときは、速やかに同項の通知書の写しを利用させようとする実施施設に送付するものとする。
- 4 利用の承認を受けた者は、利用する実施施設と支援費制度による短期入所利用契約を速やかに締結し、緊急用ベッドを利用するものとする。

(利用期間)

第7条 利用の承認をすることができる期間は、1回当たり7日間以内において、真にやむを得ない期間とする。

(利用期間の延長)

第8条 保護者等は、重篤な疾病、災害等により利用期間の延長を必要とするときは、堺市障害者(児)短期入所緊急利用期間延長申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、特に必要と認めるときは、1月を超えない範囲内において利用期間の延長を承認し、その旨を堺市障害者(児)短期入所緊急利用期間延長承認・不承認決定通知書(様式第4号)により保護者等に通知するとともに、実施施設にその写しを送付するものとする。

(障害者生活支援センターの協力)

第9条 市長は、支援事業の円滑な実施を図るため、必要と認めるときは、障害者(児)生活支援センター(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業を行うもの又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条に規定する知的障害者相談支援事業を行うもののうち、堺市障害者(児)生活支援事業実施要綱(平成13年制定)第2条に規定する事業を委託するもの)に緊急用ベッドの利用調整について協力を求めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。